

入国制限措置等の緩和(ギリシャと英国間のフライト再開等)

2020年7月15日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が新たに発表した入国制限措置の緩和は以下のとおりです。

1 ギリシャ・英国間の直行便の再開

ギリシャ政府は、7月15日から再開すると発表しましたが、当館よりアテネ国際空港インフォメーションセンターに照会したところ、実際には7月16日より再開すると回答がありました。

2 ギリシャ・スウェーデン間の直行便の再開

7月22日より再開する。

3 米国等EU域外からの直行便再開(検討する見込み)

ギリシャ政府は、7月末から到着前72時間以内にPCR検査を受け、陰性の証明書の提出を義務づけることを条件に再開を検討する。

4 注意点

(1)ギリシャ政府は、7月1日より日本からの入国を認めています(関連サイト:ギリシャ外務省HP <https://www.mfa.gr/en/current-affairs/statements-speeches/welcome-to-greece.html>)が、出発地や経由地において、一部の入管当局係官や航空会社の担当者が承知していないことにより、困難を強いられるだけでなく、係官または担当者の判断で搭乗または出・入国(EU入域)を拒否されることもあり得ます。パスポートの他にギリシャへの入国について十分説明できる書類(上記URLの内容を提示する等)を提示できるよう準備しておくことをお勧めします。

(2)ギリシャにおける新型コロナウイルス感染症対策について、政府の発表と実際の運用が異なるケースが散見されます。ギリシャへの入国を予定されている方におかれましては、航空会社のHP等で確認する等最新の情報入手に努めてください。

(3)現在、日本政府はギリシャへの渡航について、引き続き、感染症危険情報「レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」を発出しています。

(4)日本の水際対策として、全ての国または地域を出発し、日本に到着する航空機及び日本の港に入港する船舶に乗って来られた方については、検疫法に基づく隔離

(入院)・停留が必要となる場合がある他、検疫所長が指定する場所(自宅等)において14日間の待機をお願いすることとなります。また、ご自宅等へは公共交通機関を使わず、ご家族やお勤めの会社等による送迎でのお帰りをお願いすることとなります。

在ギリシャ日本国大使館

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp